



Japan Construction Occupational Safety and Health Association

# JCOSHA

# はじめに

建設業労働災害防止協会(略称は「建災防」といいます。)は、「労働災害防止団体法」に基づき、昭和39年(1964年)に建設業における労働災害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

建災防は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体を会員として組織され、会員等が行う労働災害防止活動を促進するために様々な活動を行っています。

労働災害防止規程の設定、技術的事項についての指導及び援助、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の普及、労働者に対する安全衛生教育、安全衛生に関する情報の収集及び提供など積極的に事業活動を展開しています。

## CONTENTS

I	会長挨拶	2
II	建災防の概要・組織	3
III	法令の基準を上回る建設業労働災害防止規程の設定	4
IV	国の労働災害防止計画に基づいた建設業労働災害防止5か年計画の策定	5
V	安全管理士や衛生管理士による指導・援助活動	6
VI	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の展開	7
VII	全国建設業労働災害防止大会の開催	9
VIII	事業活動概要	
	①教育事業	11
	②広報・啓発事業	13
	③調査研究(開発)事業	14
	④中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業	15
	⑤建設業安全衛生統括指導者活動事業	15
	⑥建設業における化学物質のばく露防止対策事業	15
	⑦ずい道等建設労働者健康情報管理システム運用事業	16
	⑧自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	17
	⑨高度安全機械等導入支援補助金事業	18
	⑩安全衛生教育用教材等作成・販売事業	19
IX	都道府県支部活動	21
X	建設業における労働災害の推移と課題	23
XI	安全衛生管理活動の公共工事発注機関による評価の拡大	25
XII	建災防支部一覧表	26

建設業労働災害防止協会は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下に、協会創立以来、積極的に建設業界の自主的な労働災害防止活動を推進してまいりました。創立当時の昭和39年には建設業における死亡者数は2,405人でしたが、会員各位の不断の努力や、関係機関のご指導ご協力により、現在は約8分の1以下にまで減らすことができました。建災防としましては、建設業で働く人々の尊い命が失われることのないよう、今後とも労働災害の絶滅に向け、努力を重ねてまいります。

建設産業は、我が国の社会基盤の整備や自然災害の減災、防災、災害救助活動や復旧・復興工事など大変重要な使命を担っております。さらに、我が国の基幹産業として、あらゆる建設事業場の安全衛生水準をより一層向上させ、誰もが誇りを持って安心して働くことのできる職場づくりを推進するという社会的責任も同時に求められています。

このような状況から、当協会が推進する労働災害防止活動に対する期待は大きなものがあり、今後とも建設業における労働災害を防止するため、本部・支部・分会及び全ての会員の方々が一丸となって、当協会の使命を果たすべく努力を続けてまいりたいと考えております



建設業労働災害防止協会  
会長 今井雅則

# II

## 建災防の概要・組織

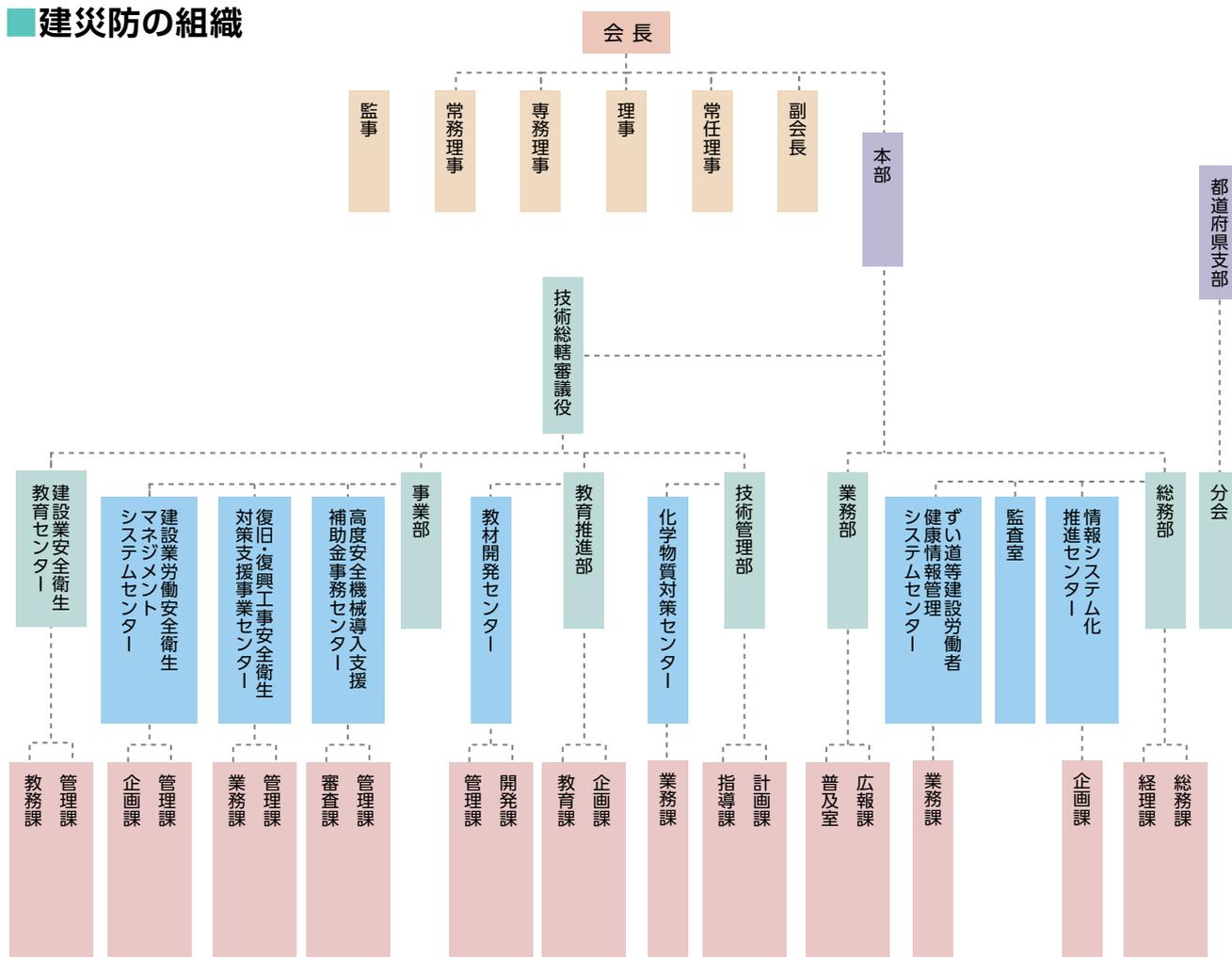
名称	建設業労働災害防止協会 Japan Construction Occupational Safety and Health Association (略称:建災防/JCOSHA)
設置根拠	労働災害防止団体法に基づき設立された団体 (厚生労働大臣の認可団体)
設立年月日	昭和39年9月1日
支部数	47都道府県支部(512分会)
会員数	1号会員 48,252事業場 2号会員 571団体 (令和5年3月31日現在)

### 会員のメリット

- 各種技能講習などの情報提供
- 広報誌「建設の安全」配布、各種テキストなど会員料金による購入
- 建設業労働災害防止大会、全国安全週間や全国労働衛生週間など情報提供、実施要領配布
- 公共工事等入札参加の際の発注者から加点等(各自治体等の基準により異なる)

本部所在地 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館  
TEL:03-3453-8201(代表) FAX:03-3453-3753  
支部所在地 建災防支部一覧表(P26参照)

### 建災防の組織



# III 法令の基準を上回る建設業労働災害防止規程の設定

労働災害を防止するための法令には、労働安全衛生法、労働安全衛生規則や各種特別規則等がありますが、これらの法令は最低基準を定めたものです。

労働災害の削減をさらに進めるためには、最低基準を守るだけでは不十分であり、建設企業が自主的に行う安全衛生活動が必要不可欠となります。

自主的な安全衛生活動とは、各々の企業において法令の基準を上回る自主規程を作成するなどして、企業に合った労働災害防止対策を実践することです。

建災防が定めた建設業労働災害防止規程は、中小規模の企業が多い建設業において、建設現場における労働災害の防止等に関し、会員の守るべき事項を定めた自主的な規範となっております。

会員は、労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもとより、法令の基準を上回る本規程を遵守することによって安全衛生水準の向上に日々努めています。



### 建設業労働災害防止規程 目 次

- 第 1章 総 則
- 第 2章 安全衛生管理体制等
- 第 3章 墜落による危険の防止
- 第 4章 電気による危険の防止
- 第 5章 地山の崩壊等による危険の防止
- 第 6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止
- 第 7章 木材加工用機械による危険の防止
- 第 8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止
- 第 9章 その他の災害防止対策
- 第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止
- 第11章 健康の保持増進等
- 第12章 建設業附属寄宿舎における火災の防止
- 第13章 実施を確保するための措置

## 建設業労働災害防止規程

建設業労働災害防止規程の解説の一例



## 国の労働災害防止計画に基づいた 建設業労働災害防止5か年計画の策定

### ■建設業労働災害防止5か年計画

労働災害を減少させるために国が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえて、当協会では、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第9次建設業労働災害防止5か年計画」を策定しました。

第9次5か年計画の目標達成に向け、関係者が一丸となって、以下の項目を重点事項として具体的な取り組みを推進します。

- (1) 「災防規程」の遵守の徹底
- (2) リスクアセスメントの確実な実施の促進
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の導入促進
- (4) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
  - ① 墜落・転落災害防止対策
  - ② 建設機械・クレーン等災害防止対策
  - ③ 斜面崩壊災害防止対策
  - ④ 交通労働災害防止対策
  - ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
  - ⑥ 石綿障害予防対策
  - ⑦ 熱中症予防対策
- (6) 安全衛生教育の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (9) 自然災害に係る復旧・復興工事等における安全衛生対策の推進
- (10) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (11) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
- (12) 一人親方等の安全衛生管理の推進



第9次  
5か年計画



### ■建設業労働災害防止対策実施事項

第9次5か年計画の目標を達成するためのツールである年度毎の労働災害防止活動の重点実施事項を作成し、会員企業等に配布しています。



R5年度建災防  
実施事項



労働災害防止団体法で定められた資格を有する安全管理士及び衛生管理士により、中小事業者に対して、労働災害防止に関する技術的事項について、指導及び援助を行っています。

## ■主な活動内容

1. 安全パトロール・安全点検等による現場指導
2. 安全衛生大会、研修会、講習会等における講話
3. 中小事業者からの安全衛生管理活動に関する個別相談



安全パトロール・安全点検等による現場指導状況



安全衛生大会、研修会、講習会等における講話の状況



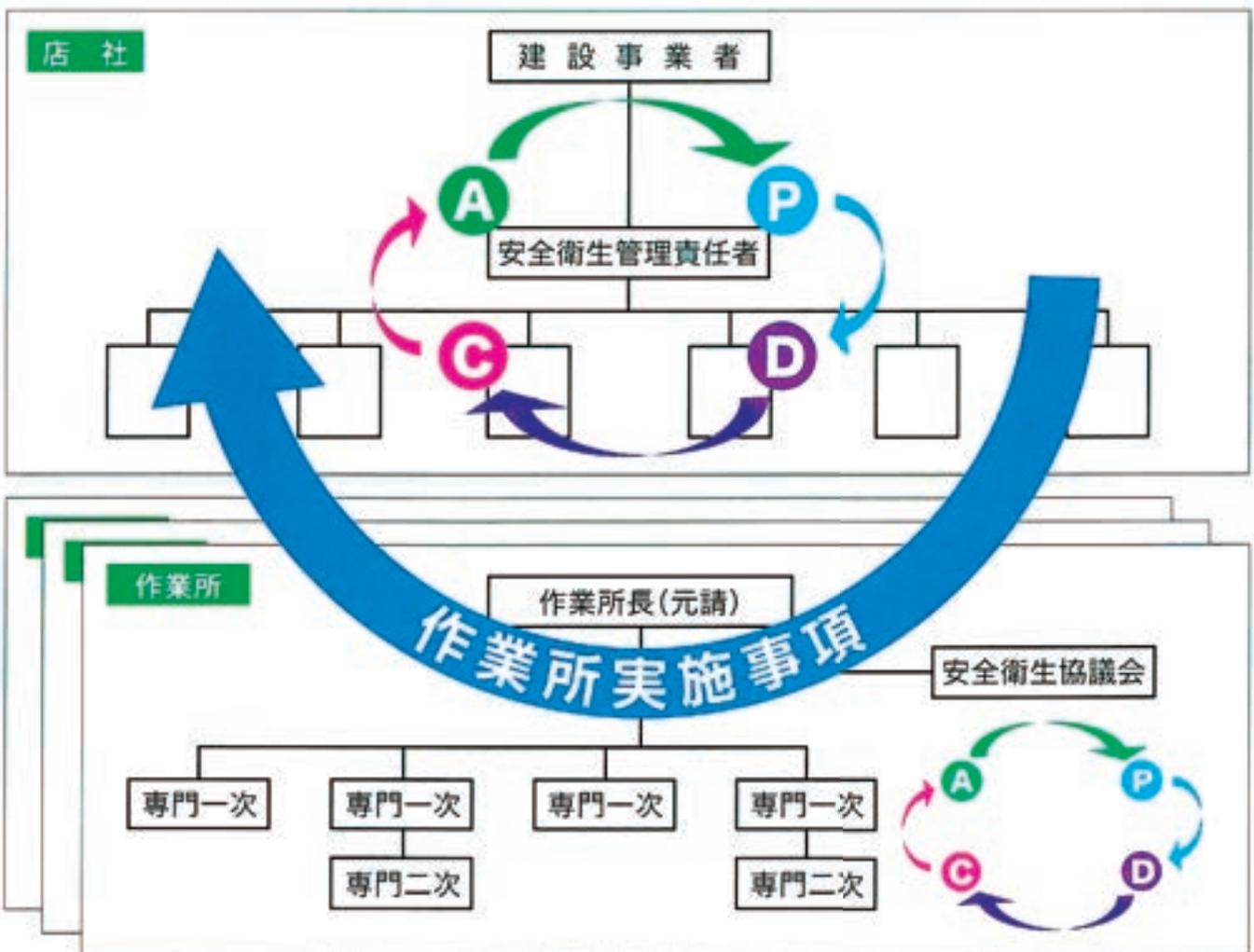
安全衛生管理活動に関する個別相談(第59回全国大会にて)

# VI

## 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の展開

「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(コスモス)は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(厚生労働省 告示)に準拠し、建設業の特性<sup>(※)</sup>を踏まえ、策定したコスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムです。

また、建設職人基本法に基づく国の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においても、「自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。」と位置づけられています。建災防では、建設業者のマネジメントシステムの導入が進み、建設工事従事者の安全衛生水準の向上等が図れるよう、コスモスの普及・促進に取り組むとともに、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化及び国際基準の動向を踏まえて改訂した「ニューコスモス」や「コンパクトコスモス」(中小規模建設事業場を対象としたニューコスモス)の導入・促進を進めています。



建設業の特性を考慮した「PDCAサイクル」と「店社と作業所」の関係

※「建設業の特性」として、建設工事が有期であること、元請事業者と専門工事業者の協力体制の下に工事が進められること、建設業者の店社と作業所が一体となり工事管理が行われることなどがあります

## ■ コスモス推進事業の内容

### 1 コスモス普及・促進

- ①「コスモスガイドライン」に基づく建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の構築、運用への支援、システム教育、講演等のほか、個別ニーズに対応した支援サービスを実施しています。
- ②コスモスの必要性、周知・啓発を図るため、ニューコスモス及びコンパクトコスモスの内容等に関する「コスモス説明会」を開催しています。

### 2 コスモス認定

建災防ではコスモスガイドラインに基づき建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)を導入した建設事業場が、同システムの実施・運用に対する客観的な評価を希望する場合、コスモス認定基準に基づき評価し、コスモス認定証を交付しています。



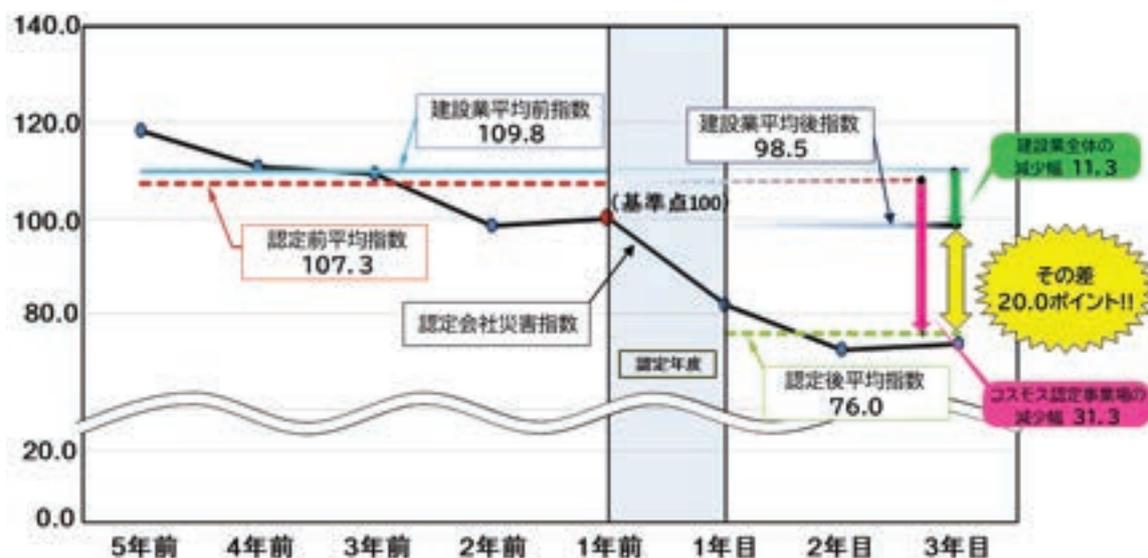
コスモス認定証



## ■ コスモス認定の効果

コスモス認定事業場の労働災害による死傷者総数について、認定前後の災害指数と建設業全体の災害指数を比較すると、「COHSMS認定の効果 認定前後の災害指数」のとおりコスモス認定を取得した建設業者の方が労働災害の減少幅が大きいという成果が出ています。

そのことは、建設業の安全衛生水準の着実な向上を図るためには、建設業者の安全衛生活動が組織的かつ計画的・継続的に行われることが重要であること、さらにコスモス認定は、建設業にとって労働災害防止に役立つ安全衛生管理の非常に有効なツールであることが証明されました。



COHSMS認定の効果 認定前後の災害指数

# VII

## 全国建設業労働災害防止大会の開催

建災防では、建設業の安全衛生意識の高揚と安全衛生管理ノウハウの共有化のため、建設業の安全衛生担当者が一堂に会する集合形式による総合集会と専門部会を開催するとともに、オンライン配信を併せて行うハイブリッド方式の全国建設業労働災害防止大会を開催しています。

一日目の総合集会では、建設業における安全衛生活動に顕著な功労・功績のあった方々ならびに優秀な安全衛生成績をあげられた事業場等に対する表彰、参加者の総意をもって採択する「安全の誓い」、著名人による特別講演などを行い、安全衛生意識の高揚を図っています。



全国大会 現地開催風景

全国建設業労働  
災害防止大会



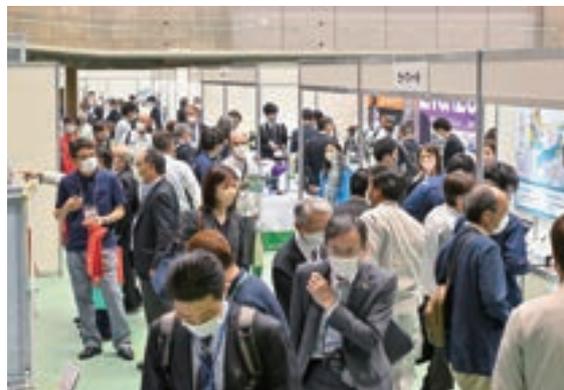
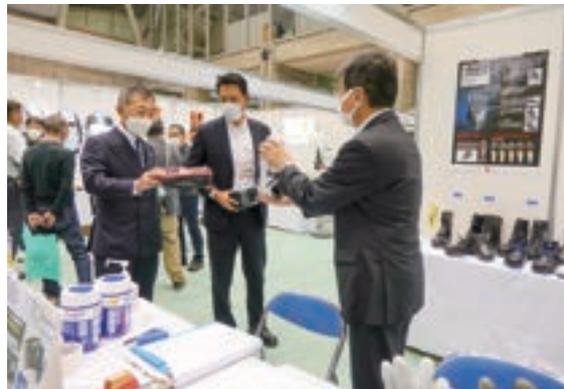
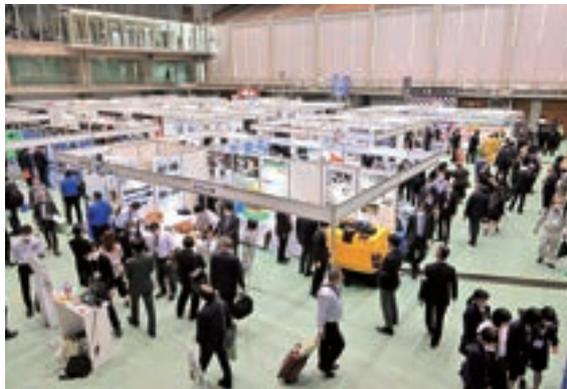
二日目の専門部会では、建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会等の各部会において、会員建設企業等によるリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム、不安全行動防止対策、安全衛生教育等に関する研究発表を行い、効果的な安全衛生管理ノウハウ等の共有化を進めています。

また、最新の行政の動向、労働災害発生状況等、最新の安全衛生情報を共有し、建設企業の安全衛生水準の向上を促進しています。



## ■安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会及びWeb展示会

安全用具・保護具等の製造メーカーなどが中心になり、全国建設業労働災害防止大会の開催に併せて「安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会」を現地で開催するとともに、Web展示会も開催しています。



安全衛生保護具等展示会の様子

## ① 教育事業

各種安全衛生教育は、労働安全衛生法により事業者に対して実施が義務付けられており、各種の労働災害防止対策に加えて職場の労働災害を防止するうえで、安全衛生教育は極めて重要な手法です。

建災防では、「建設業安全衛生教育センター（千葉県佐倉市）」及び本部（東京都港区）において、会員事業場等からの教育ニーズと関係行政機関からの指導等に応えるため、建設業に関係する各種安全衛生教育の指導者、講師を養成する講座を開催しています。

特に、各講座の講師には、各分野に精通した大学教授、弁護士及び会員企業の安全衛生担当として経験豊富な専門家を招聘し、さらに、講座の内容に応じてグループ討議、安全衛生保護具や丸のこのなどの実機の取扱い実習並びに、一次救命処置訓練などの実技も取り入れた質の高い効果的な教育を実施しています。

## ＜安全衛生スタッフや指導員養成等のための講座＞

- (1) 国家資格を取得する講座
  - ① ずい道等救護技術管理者研修
  - ② 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）
- (2) 建設技術者の資質の向上を図る目的の講座
  - ① 店社安全衛生スタッフ等のための講座
  - ② 建設現場の所長や工事主任のための講座  
（米軍基地内の建設工事関係の現場安全衛生担当責任者も含む）
  - ③ 労働安全衛生関係法令講座
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）に関する講座



建設業安全衛生教育センター  
（千葉県佐倉市）



安全衛生教育の風景  
（ずい道等救護技術管理者研修）

## <講師養成のための講座>

### (1) 特別教育の講師養成講座

- ①フルハーネス型安全帯使用作業
- ②足場の組立て等の業務
- ③アーク溶接等
- ④石綿取扱い作業従事者
- ⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業
- ⑥自由研削砥石(グラインダ)
- ⑦低圧電気取扱い業務
- ⑧巻上げ機(ウインチ)
- ⑨ローラー
- ⑩再圧室操作業務従事者



安全衛生教育の風景  
(フルハーネス型安全帯使用作業特別教育)

### (2) 特別教育に準じた教育の講師養成講座

- ①チェーンソー以外の振動工具取扱い作業管理者
- ②丸のご等取扱い作業従事者
- ③有機溶剤業務管理者

### (3) 通達に基づく教育の講師養成講座

建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修

### (4) その他の教育の講師養成講座

- ①職長・安全衛生責任者教育講師養成講座[新CFT] (低層住宅分野も含む)
- ②建設業安全衛生推進者(初任時教育)
- ③建設工事の職場環境改善実施担当者講習
- ④現場管理者統括管理講習



会員等が行う人材育成への教育支援

技能講習・各種  
教育のご案内



## ② 広報・啓発事業

建設業における労働災害防止活動の推進と作業員一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図るために各種キャンペーンを展開しています。

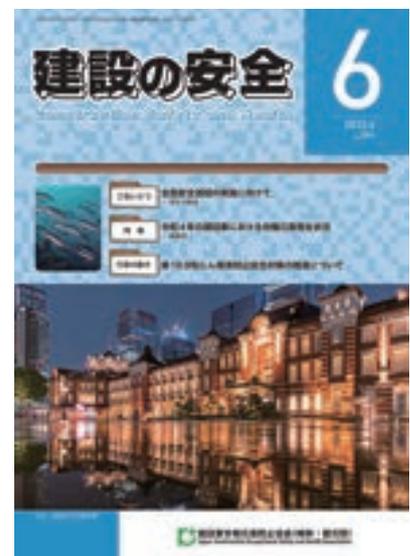
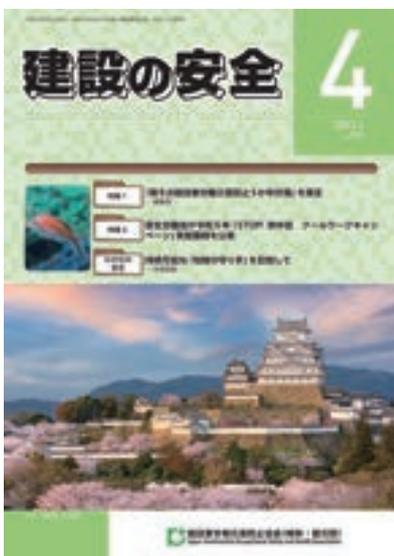
## ■ 各種労働災害防止運動

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 全国安全週間               | 7月1日～7日（準備期間6月1日～30日）  |
| (2) 全国労働衛生週間             | 10月1日～7日（準備期間9月1日～30日） |
| (3) 建設業年末年始労働災害防止強調期間    | 12月1日～1月15日            |
| (4) 建設業年度末労働災害防止強調月間     | 3月1日～31日               |
| (5) 墜落・転落災害撲滅キャンペーン      | 8月1日～9月10日             |
| (6) STOP!熱中症クールワークキャンペーン | 5月1日～9月30日             |

（準備期間4月1日～30日／重点取組期間7月1日～31日）

## ■ 広報誌「建設の安全」による最新の安全衛生情報の提供

広報誌「建設の安全」は年10回発行しており、会員や建設業の安全衛生に携わる方に対し、法令の改正や通達、会員企業が取り組んだ安全衛生活動の好事例、作業内容に適した保護具の選定や使用方法、災害事例等の最新情報や建災防の活動を紹介しています。



広報誌「建設の安全」

広報誌「建設の安全」  
による最新の安全衛生  
情報



## ■建設業の一人親方等に関する安全衛生の情報提供

建設業の一人親方等は、労働者と同様の作業に従事していながら安全衛生教育を受ける機会が少なく、結果的に災害防止の知識が十分でないことが懸念されています。2017年から2021年の5年間で作業中に482人の一人親方等の方が亡くなっており、事故の型別でみると「墜落・転落」が297人と約6割を占めています。

建災防では、一人親方等の災害発生状況や安全衛生に関する基礎知識などの情報を提供しています。

(注)「一人親方等」とは、労働者を使用しないで事業を行う者や中小事業主、役員、家族従業者のことです。

建設業の一人親方等に関する安全衛生の情報



## ■外国人建設就労者に関する安全衛生の情報提供

外国人建設就労者に対する安全衛生教育を支援するための視覚教材を作成し、厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」や建災防ホームページの専用サイトで公開しています。

(対象言語: ベトナム語、中国語、インドネシア語、英語)

外国人建設就労者に関する安全衛生の情報

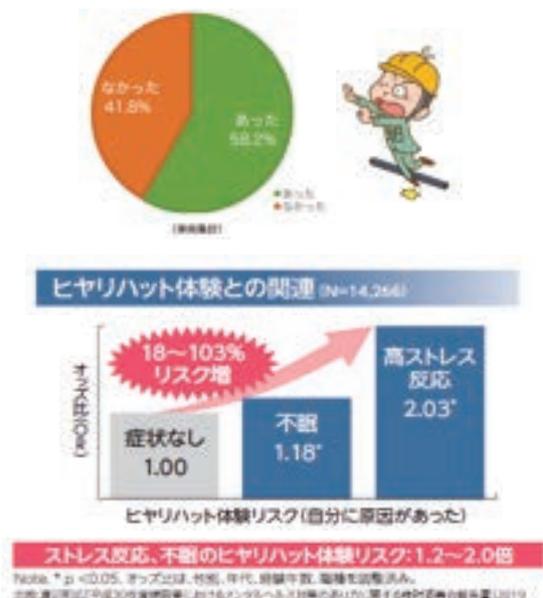


## ③調査研究(開発)事業

建設産業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するため、行政機関(厚生労働省)の動きや建設業界のニーズ等を踏まえ、安全衛生水準の向上に資する調査研究・開発を実施しています。

- ① 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する調査研究
- ② 木造家屋等建築工事安全対策に関する調査研究
- ③ ICTを活用した労働災害防止対策のあり方に関する調査研究
- ④ 保護具等に関する調査研究
- ⑤ 時代の変化を捉まえた様々な労働災害に対応するための調査研究

調査研究報告書



建設業におけるメンタルヘルス対策に関する調査研究一例

## ④ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

専門工事業者及び中小建設業者（以下「専門工事業者等」という。）の安全衛生活動の活性化を図るため、建災防の都道府県支部毎に専門工事業者等の団体と連携して、集団指導、現場パトロール、店社等に対する個別指導、安全大会等の安全衛生活動の支援を行っています。



## ⑤ 建設業安全衛生統括指導者活動事業

建災防の都道府県支部が配置している安全指導者の活動を支援するため、全国の主要支部に『建設業安全衛生統括指導者』を配置し、安全指導者が行う安全パトロール計画作成、問題点の抽出、地域性のある災害等の対策の検討等について、包括的な支援を行っています。

## ⑥ 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

化学物質の自律的管理への制度改正を踏まえ、現場で取り扱われる化学物質のばく露実態に基づく保護具の選定、作業員教育等、現場で活用できる代表的な作業別のマニュアル等を作成するとともに、その普及に取り組む事業を行っています。



令和4年度 建設業における  
化学物質管理のあり方に関する  
検討委員会報告書





## ⑧ 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生し、自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事における安全衛生確保が大きな課題となっています。

これまで東日本大震災等に係る復旧・復興工事の安全衛生支援事業を実施してきましたが、取組みを通じて蓄積されている安全衛生確保のノウハウ等を有効に活用し、自然災害関連工事における労働災害防止対策の一層の徹底を図ることを目的として、安全衛生専門家による現場指導や安全衛生教育の支援を行っています。



## 対象者

自然災害関連工事(復旧・復興工事、防災・減災工事など)に携わっている中小建設事業者及びその労働者を重点対象とし、新規参入者、専門工事業者の安全衛生管理担当責任者、総合工事業者の管理監督者のほか、自然災害関連工事の発注機関の施工担当者などが対象となります。



安全衛生教育テキスト

## 事業内容

- ①現場での安全衛生指導、助言等
- ②安全衛生教育(次の2種類)

種類	対象者	内容
基礎的な安全衛生教育	建設業の基礎的な安全衛生教育を必要とされる方 建設業以外の業種から参入された方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設現場とは</li> <li>・建設現場の仕事と安全衛生</li> <li>・労働災害とその防止対策</li> <li>・安全衛生保護具等の取扱い</li> <li>・ワンポイント安全衛生教育</li> </ul>
管理監督者等に対する安全衛生教育	建設業(総合工事業・専門工事業)の店社及び現場において、安全衛生の管理監督的立場におられる方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括安全衛生管理とは</li> <li>・管理監督者等の役割と職務</li> <li>・事業者責任</li> <li>・PDCAサイクル</li> <li>・リスクアセスメント</li> </ul>

自然災害からの復旧・復興  
工事安全衛生確保支援事業



## ⑨ 高度安全機械等導入支援補助金事業

建設現場における車両系建設機械等においては、高度な安全機能を有する機械等や危険な作業を無人化するシステム・機械等(高度安全機械等)の開発・普及が進められています。

これらの導入が困難な中小建設事業者に対して、労働災害の防止に資することを目的として、中小建設事業者が行う購入等の経費を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」が令和4年度より建災防が導入支援補助金の補助事業者として取り組んでいます。

### (1) 油圧ショベル・ホイールローダー補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとして別に定める

① 近接センサーによる動作の停止、減速を伴うものまたは② 監視モニター(複数カメラを有するもの)



近接センサーによる減速・停止装置



油圧ショベル後方の監視モニター



油圧ショベル運転席での後方・左右監視



### (2) 積載形トラッククレーン補助金支出基準

構造規格を上回る追加安全措置基準

(過負荷となった場合に警報を発し、かつ、停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格 JCAS 2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合)であること。



高度安全機械等  
導入支援補助金事業

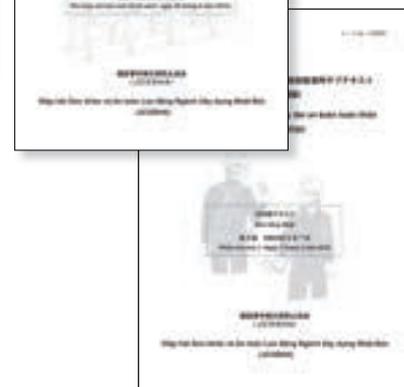
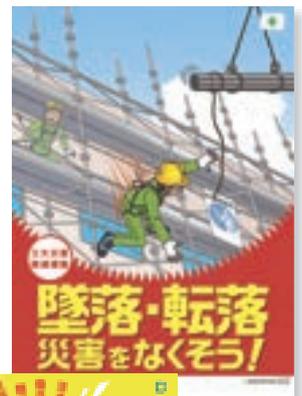
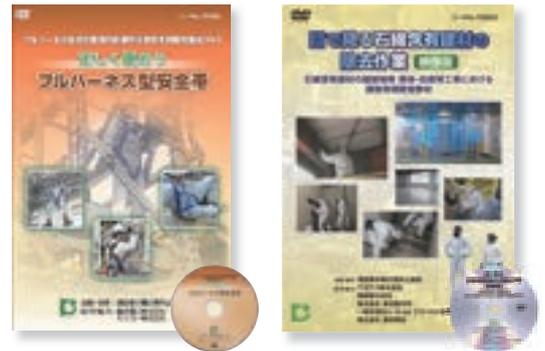


## ⑩安全衛生教育用教材等作成・販売事業

安全衛生活動や、安全衛生教育を実施するためには、様々な教材や用品が必要となります。このため建設現場では、建設企業等が自主的に実施する労働災害防止活動を支援するための安全衛生教育用図書及び安全衛生意識啓発用のポスター、のぼり等を作成、販売しています。

また、安全衛生教育を効果的に進めるための視聴覚教材や建設現場の労働災害防止活動をより効果的・効率的に実施するための安全衛生用品等を普及させるための事業を行っています。

- ・建設現場におけるメンタルヘルス対策用教材
- ・各種技能講習、作業主任者講習及び特別教育用教材
- ・建設現場における外国人労働者が使用する教材
- ・建設業のリスクアセスメントに関する教材
- ・建設業労働安全衛生マネジメントシステムに関する資料
- ・新規入場時教育及び送り出し教育等に関する資料
- ・労働衛生管理及び労働衛生教育に関する資料
- ・技術指針、ガイドライン等の解説書
- ・安全衛生意識高揚のためのポスター、のぼり、標識等
- ・安全衛生保護具
- ・安全衛生教育用視聴覚教材 (DVD等)



安全衛生図書用品の一例

## 各資格・選任・指名等の必要な作業名およびそれらに関連して使用する建災防発行図書一覧

作業等	選任等の種別	資格・選任・指名等			
		免許証及び技能講習	該当テキスト	特別教育等	
1 高圧室内作業 (大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部)	作業主任者	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	空気圧縮機運転者	・圧気工事の安全 ・再圧室操作マニュアル
				送気調節操作者 加圧・減圧操作者 作業者	
2 地山の掘削作業	作業主任者	作業主任者	・地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針		
3 土止め支保工作業 (切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし)					
4 すい道等の掘削等の作業 (掘削、すり積み、支保工及びロックボルトの取付け、コンクリート等の取付け)	作業主任者	作業主任者	・すい道等の掘削等作業指針 (山岳編)・(シールド・推進編)	坑内作業者	・トンネル作業の安全 (山岳編) (推進工事編) (シールド編)
5 すい道等の覆工の作業 (組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)					
6 型わく支保工の組立て等作業 (組立、解体)	作業主任者	作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て・解体工事の作業指針		
7 足場組立て等作業 (組立、解体、変更)					
8 建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立、解体、変更)	作業主任者	作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編)・(鉄骨・その他編)	能力向上教育	・足場の組立て等作業の安全
				作業者	・足場の組立て等作業従事者必携 (特別教育用テキスト)・(サブテキスト)
9 鋼橋架設等作業(架設、解体、変更)	作業主任者	作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針		
10 木造建築物の組立て等作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付け)					
11 コンクリート造の工作物の解体等作業(解体、破壊)	作業主任者	作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針	能力向上教育	・木造建築物の組立て等作業の安全
12 コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)				解体作業指揮者	・木造建築物解体作業の安全
13 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏作業 第2種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏・硫化水素危険作業	第1種及び第2種 作業主任者	第1種及び第2種 作業主任者	・酸素欠乏症等の防止 (酸素欠乏作業主任者及び硫化水素作業主任者技能講習テキスト)	作業者	・酸素欠乏症等の予防 (特別教育テキスト)
14 特定粉じん作業	作業主任者	作業主任者	・石綿作業主任者技能講習テキスト	作業者	・粉じんによる疾病の防止
15 石綿含有建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務					
16 石綿含有建材調査	作業主任者	作業主任者	・建築物石綿含有建材調査講習テキスト		
17 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用)運転業務					
18 車両系建設機械(基礎工事用)運転業務	運転者 (機体重量3t以上)	運転者 (機体重量3t以上)	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	安全衛生教育(再教育)	・車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務の安全
				運転者 (機体重量3t未満)	・小型車両系建設機械運転者必携 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用/解体用)
19 車両系建設機械(締固め用)運転業務	運転者 (機体重量3t以上)	運転者 (機体重量3t以上)		安全衛生教育(再教育)	・車両系建設機械(基礎工事用)運転業務の安全
				運転者 (機体重量3t未満)	・車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用-穴掘建柱車関係)
20 車両系建設機械(コンクリート打設用)運転業務	運転者 (機体重量3t以上)	運転者 (機体重量3t以上)		操作者	・基礎工事用機械の運転者必携
				運転者 (機体重量3t未満)	・ローラー運転者必携
21 車両系建設機械(解体用)運転業務	運転者 (機体重量3t以上)	運転者 (機体重量3t以上)	・車両系建設機械運転者教本(解体用)	操作者	・コンクリートポンプ車 運転者必携
				運転者 (機体重量3t未満)	・小型車両系建設機械運転者必携 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用/解体用)
22 不整地運搬車運転業務	運転者 (最大積載量1t以上)	運転者 (最大積載量1t以上)	・不整地運搬車運転者教本	運転者 (最大積載量1t未満)	・不整地運搬車運転者教本 (技能講習用テキスト)
				運転者 (作業床の高さ10m未満)	・高所作業車運転者必携
23 高所作業車運転業務	運転者 (作業床の高さ10m以上)	運転者 (作業床の高さ10m以上)	・高所作業車運転者教本	運転者	・高所作業車運転者必携
				運転者	・ボーリングマシン運転者必携
24 ボーリングマシン運転業務	運転者	運転者		調整・運転者	・ジャッキ式つり上げ機械 運転者必携
				運転者	・ウインチ運転者必携
25 ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務	運転者	運転者		運転者	・軌道装置動力車運転者必携
				調整・運転者	・建設業におけるアーク溶接等作業の安全
26 巻上げ機	運転者	運転者		運転者	・自由研削砥石の安全作業 (特別教育テキスト)
				調整・運転者	・建設業における低圧電気取扱作業 の安全(特別教育テキスト)
27 軌道装置運転業務	運転者	運転者		電気取扱者	・振動工具取扱作業の知識 (作業者用)
				調整・運転者	・有機溶剤業務の知識 (作業者用)
28 アーク溶接業務	作業主任者	作業主任者		作業者	・丸のご等取扱作業の安全 (作業者用)
				調整・運転者	・フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育用テキスト
29 研削といし試運転業務	作業主任者	作業主任者		作業者	
				調整・運転者	
30 電気取扱い業務	電気取扱者	電気取扱者		作業者 (特別教育に準じた教育)	
				調整・運転者	
31 チェーンソー以外の振動工具取扱業務	指導者	指導者	・振動工具取扱作業の管理(管理者用)	作業者 (特別教育に準じた教育)	
				調整・運転者	
32 有機溶剤取扱い作業に係る業務	指導者	指導者		作業者 (特別教育に準じた教育)	
				調整・運転者	
33 携帯用丸のご盤を使用する作業	指導者	指導者		作業者 (特別教育に準じた教育)	
				調整・運転者	
34 フルハーネス型安全帯を使用する作業	指導者	指導者		作業者	
				調整・運転者	

## 安全衛生図書・用品の紹介

図書・用品は、毎年度発行している安全衛生図書・用品カタログを建災防ホームページでご確認ください。

安全衛生図書  
用品カタログ



## IX 都道府県支部活動

各支部では、都道府県内の建設企業が行う労働災害防止活動を支援するため、建設業関係者と一体となって労働災害防止活動を推進しています。

建災防各支部へのお問い合わせ先は、建災防支部一覧表(P26)をご参照ください。

### ■支部労働災害防止大会の開催

安全衛生意識の高揚を図るため、各都道府県内の建設業関係者が一堂に会する場として、支部労働災害防止大会を開催しています。

また、安全衛生意識の一層の高揚を図るための各種表彰も行っています。



支部労働災害防止大会

### ■安全指導者による現場指導等

建災防では、建設工事の安全衛生に関する専門家として、会員の中から安全指導者として約3,400人を委嘱し、都道府県支部及び分会に配置しています。

安全指導者は、安全パトロール等において、建設業労働災害防止規程に基づいて指導するなど、安全衛生に関する相談・指導等を通して、事業者の自主的な安全衛生活動を支援しています。



## ■教育事業

労働安全衛生法に基づく各都道府県労働局の登録教習機関として、法令で定める各種の技能講習を実施しています。

また、特別教育や事業者に代わって各種の安全衛生教育等を実施しています。

## ■主な教育

1. 作業主任者技能講習
2. 運転等技能講習
3. 特別教育
4. 職長・安全衛生責任者教育
5. 安全衛生関係の管理者や職長に対するリスクアセスメント教育
6. 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)
7. 建築物石綿含有建材調査者講習



支部の安全衛生教育施設

## ■広報・啓発事業

労働災害防止活動を促進するための定期刊行物を始め、冊子、チラシ等の作成・配布、安全衛生意識の向上のための各種図書・用品等の頒布を行っています。

また、事業場における安全対策や意識のより一層の向上のため、労働災害発生状況等を公開しています。

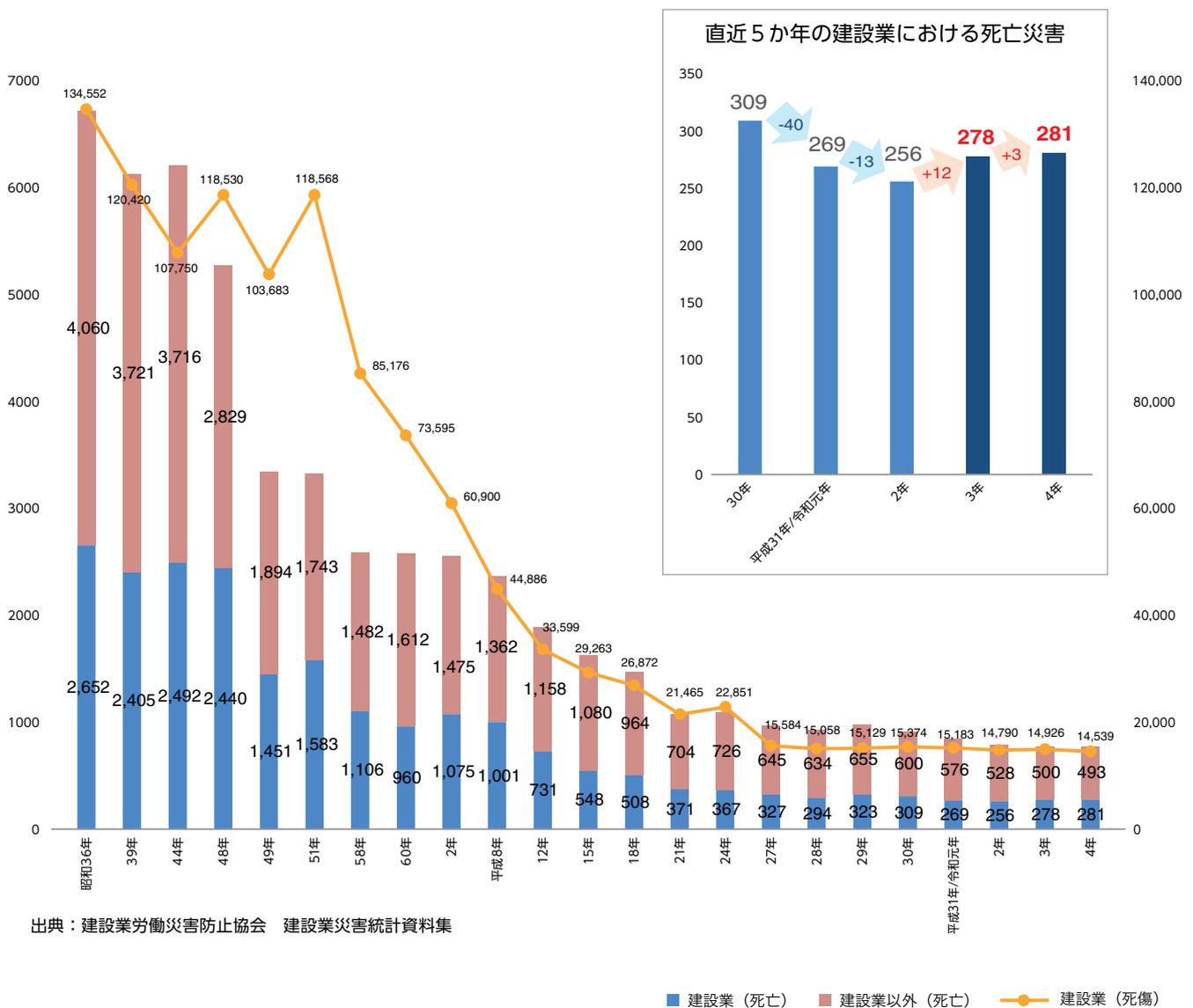
建設業における労働災害は長期的に見れば関係者の努力により着実に減少してきました。

また、平成8年以降の建設投資額の推移と建設労働災害による死亡者数の推移を比較すると前者の変化とは独立して後者は、減少傾向で推移しており、建設業界の安全衛生水準の向上によるものと思われる。

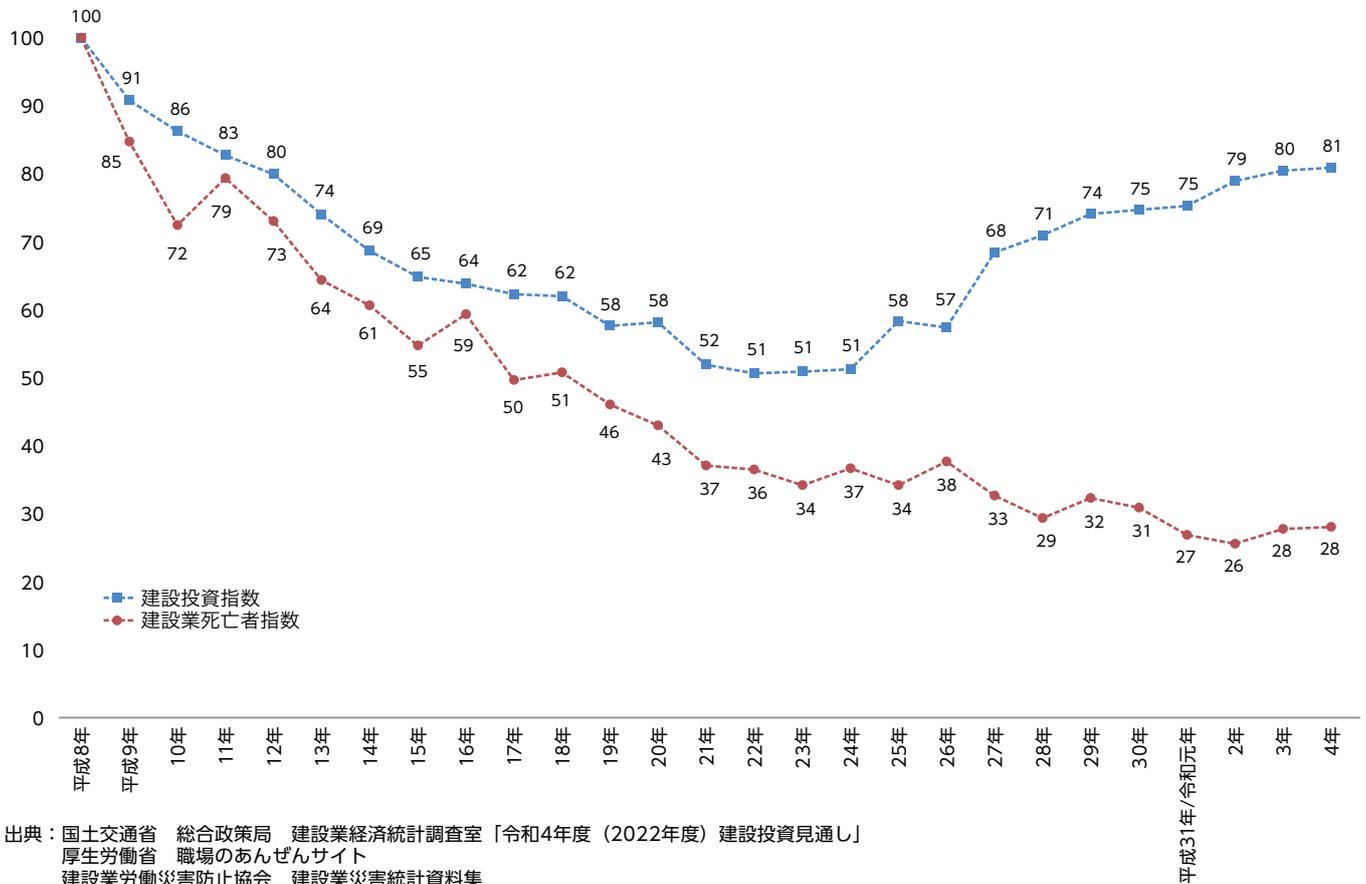
しかしながら、依然として多くの方が被災しており、直近2年の死亡災害では、連続して増加、特に墜落・転落による死亡災害は建設業全体の約40%を占めています。

このため、建設企業においては安全衛生教育や、リスクアセスメント及びこれを核とする労働安全衛生マネジメントシステムの実施をさらに進め、災害ゼロに向けた活動を展開していく必要があります。

## 労働災害発生状況の推移

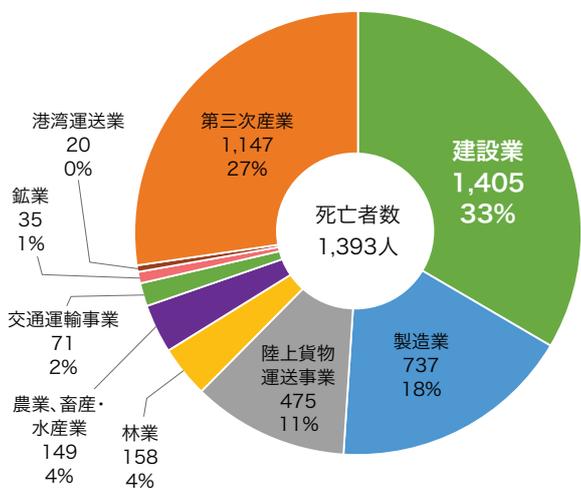


## ■建設投資額（名目値）推移と死亡者数推移の比較（平成8年を100とした場合）

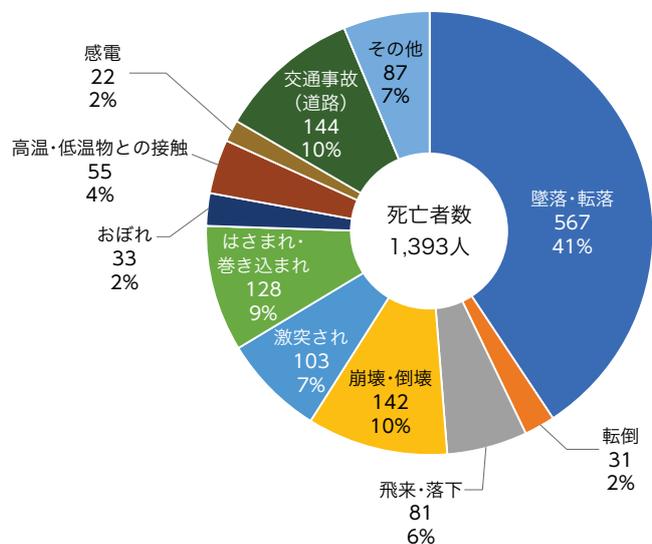


## ■死亡災害の種類と発生状況（平成30年～令和4年）

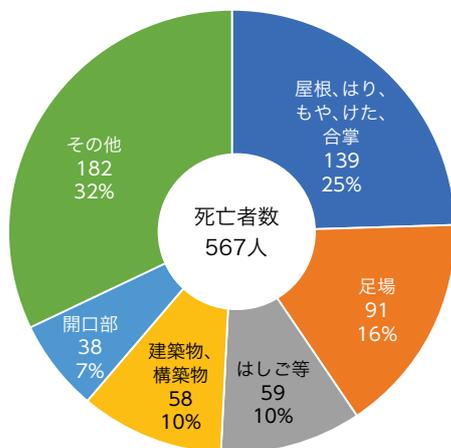
業種別死亡災害発生状況



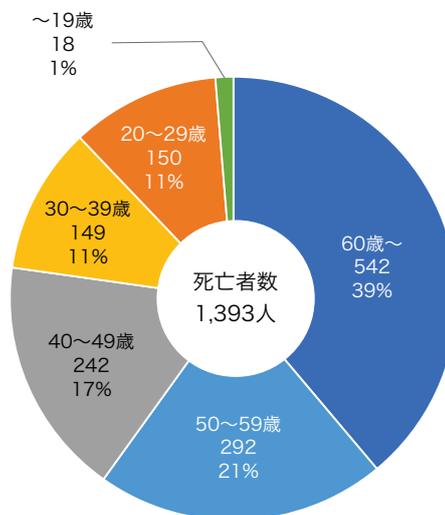
災害の種類別死亡災害の比率



墜落・転落による死亡災害の作業場所別発生状況



年齢別死亡災害発生状況



# XI

## 安全衛生管理活動の公共工事発注機関による評価の拡大

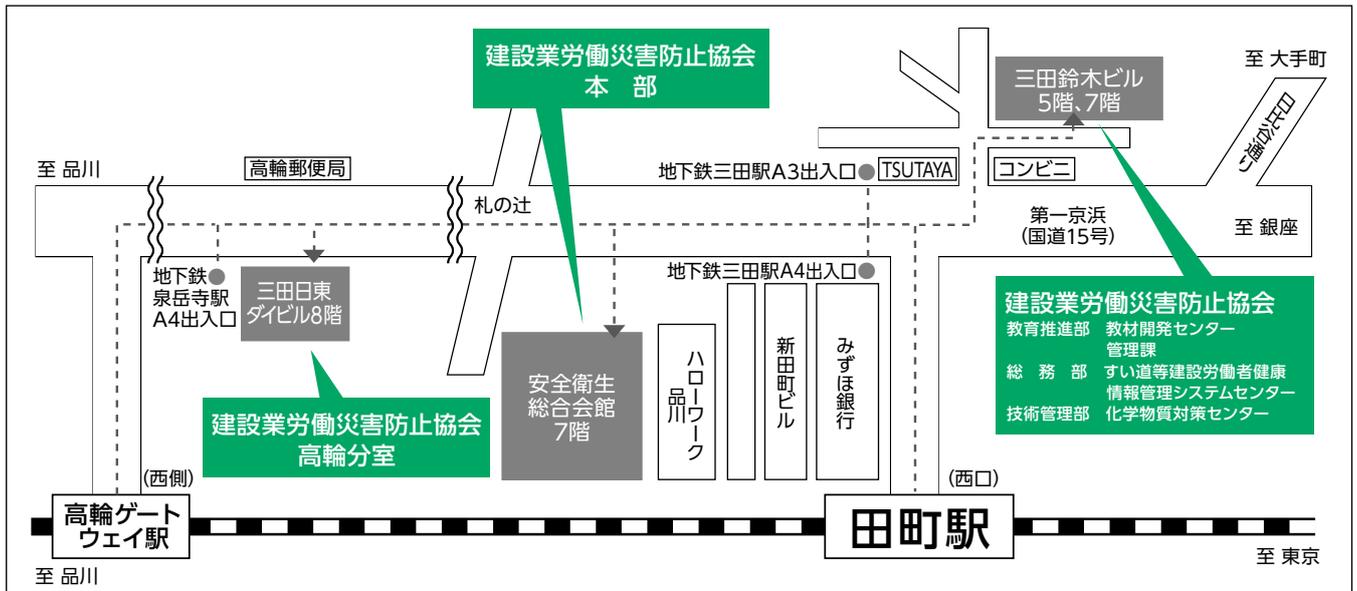
建災防では、地方自治体及び国の出先機関等、公共工事発注機関による評価において建設企業が行う安全衛生活動が適切に評価されるよう、その評価拡大に努めています。

最近では、建災防の会員であることや建災防が支援し建設企業が行う安全衛生管理活動を評価し、優遇措置を講じる地方自治体が増えています。「建設企業が行う安全衛生管理活動に対する公共工事発注者等の評価項目一覧表」をご覧ください。

公共工事発注者等の  
評価項目一覧表



支部名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187	011-211-6331
青森	030-0803	青森県青森市安方2-9-13 青森県建設会館1階	017-773-6200	017-773-6201
岩手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-623-4411	022-653-6113
宮城	980-0824	宮城県仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	022-224-1797	022-265-5604
秋田	010-0951	秋田県秋田市山王4-3-10	018-823-5499	018-865-2306
山形	990-0024	山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館1階	023-642-3033	023-641-2590
福島	960-8061	福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター3階	024-522-2266	024-505-0137
茨城	310-0062	茨城県水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター3階	029-300-4638	029-300-4639
栃木	321-0933	栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内	028-639-3133	028-639-3806
群馬	371-0846	群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館本館1階	027-252-1669	027-253-1776
埼玉	336-0031	埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館3階	048-862-2542	048-862-9764
千葉	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階	043-225-8524	043-225-9818
東京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	03-3551-5372	03-3551-0488
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町2-22 建設会館2階	045-201-8456	045-201-7735
新潟	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館2階	025-285-7141	025-285-7144
富山	939-3545	富山県富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090
石川	921-8036	石川県金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター6階	076-244-7146	076-244-7265
福井	910-0853	福井県福井市城東4-12-21 福井地区建設業会館内	0776-24-1197	0776-21-8094
山梨	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	055-221-8810	055-228-8882
長野	380-0824	長野県長野市南石堂町1230 長建ビル2階	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜県岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3743	058-276-6848
静岡	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1080	054-272-6034
愛知	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館4階	052-242-4441	052-242-4440
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館1階	059-227-5922	059-225-7011
滋賀	520-0801	滋賀県大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京都	604-0944	京都府京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館本館	075-231-6587	075-251-0058
大阪	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館2階	06-6941-2961	06-6941-4885
兵庫	651-2277	兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323	078-997-2327
奈良	630-8241	奈良県奈良市高天町5-1 奈良県建設会館2階	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山県和歌山市湊通り丁北1-1-8 和歌山県建設会館2階	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取県鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	690-0048	島根県松江市西嫁島1-3-17	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	700-0827	岡山県岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館1階	086-225-4132	086-225-5392
広島	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー2階	082-228-8250	082-211-3499
山口	753-0074	山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-3743	083-923-7252
徳島	770-0931	徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター内	088-622-3113	088-652-7609
香川	760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階	087-821-5243	087-821-5229
愛媛	790-0002	愛媛県松山市二番町4-4-4	089-943-5330	089-933-0168
高知	780-0870	高知県高知市本町4-2-15 高知県建設会館2階	088-822-0321	088-822-0513
福岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館3階	092-483-5101	092-483-5103
佐賀	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2779	0952-26-2789
長崎	850-0874	長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-820-7755	095-820-7744
熊本	862-0976	熊本県熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館4階	096-371-3700	096-364-2020
大分	870-0045	大分県大分市城崎町3-3-41	097-538-0745	097-538-0323
宮崎	880-0805	宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-20-8610	0985-20-8504
鹿児島	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター3階	099-257-9211	099-257-9214
沖縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階	098-876-5273	098-876-1198



〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

庶務・会計・監査について

●総務部

TEL 03-3453-8201(代表)  
FAX 03-3453-3753

広報誌の発行、全国大会の開催、会員加入について

●業務部

TEL 03-3453-8202  
FAX 03-3456-2458

各種調査研究の実施、講師の派遣、現場のパトロールについて

●技術管理部

TEL 03-3453-0464  
FAX 03-3453-0992

各種講習会の開催について

●教育推進部 企画課・教育課

TEL 03-3456-0618  
FAX 03-3456-2458

安全衛生教材等の開発について

●教育推進部 教材開発センター 開発課

TEL 03-3453-1389  
FAX 03-3453-2458

〒108-0014 東京都港区芝5-20-14 三田鈴木ビル5階

図書・用品の販売について

●教育推進部 教材開発センター 管理課

TEL 03-3453-3391  
FAX 03-3453-5735

ずい道等建設労働者の健康情報管理について

●総務部 ずい道建設労働者健康情報管理

TEL 03-6453-0280  
FAX 03-6435-0313

〒108-0014 東京都港区芝5-20-14 三田鈴木ビル7階

化学物質対策について

●技術管理部 化学物質対策センター

TEL 03-6275-1310  
FAX 03-3453-0992

〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 高輪分室

高度安全機械導入支援補助金について

●事業部 高度安全機械導入支援補助金事務センター

TEL 03-6275-1085  
FAX 03-6275-1089

復旧・復興工事安全衛生対策について

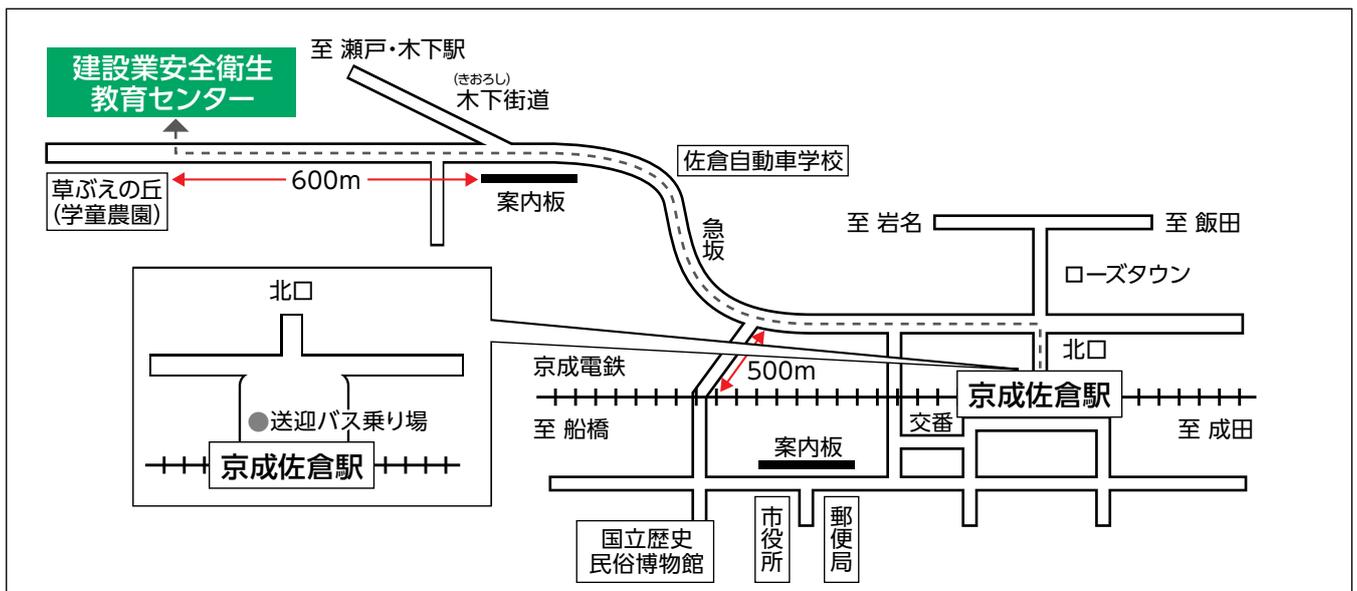
●事業部 復旧・復興工事安全衛生対策支援センター

TEL 03-3453-0978  
FAX 03-5476-8362

コスモス(COHSMS)について

●事業部 建設業労働安全衛生マネジメント

TEL 03-3453-1306  
FAX 03-5476-8362



〒285-0003 千葉県佐倉市飯野852

各種教育・研修の開催について

●建設業安全衛生教育センター

TEL 043-486-1321  
FAX 043-486-7341



建災防

検索

**建設業労働災害防止協会** (略称: 建災防)  
Japan Construction Occupational Safety and Health Association

2023.10